

工事請負契約における設計変更ガイドライン

平成29年3月
名古屋高速道路公社

目次

1	ガイドライン策定の背景・目的	1
2	用語の定義	2
3	発注者・受注者の留意事項	3
4	設計変更が可能なケース	7
5	設計変更が不可能なケース	10
6	設計図書の訂正又は変更の実施者	11
7	設計変更手続きフロー	13
8	指定・任意の正しい運用	15
9	入札前・契約後の設計図書等の疑義の解決	16
10	設計図書の照査項目一覧	17

1 ガイドライン策定の背景・目的

工事請負契約における適切な契約変更の実施は、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（入契法適正化指針）における重点事項の一つであり、特に「適切な設計変更」は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下、「品確法」という。）で発注者の責務として規定されている。

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに適切な契約変更の実施について十分理解しておく必要があるため、今回「工事請負契約における設計変更ガイドライン」を策定することにより、あらかじめ設計変更の前提条件（図面・仕様書等）を整理し、設計変更となる場合、ならない場合について例示し、今後の設計変更に備えることとしたものである。

2 用語の定義

(1) 設計変更

名古屋高速道路公社工事請負契約書（平成 9 通達第 3 号。以下「契約書」という。）第 18 条第 4 項及び第 19 条（請負契約書（単価契約）（以下「単価契約書」という。）においては第 16 条第 4 項及び第 17 条）の規定により、工事内容を変更する場合において、図面又は仕様書（金額を記載しない設計書を含む。）の一部を変更することをいう。

(2) 契約変更

契約書第 18 条第 5 項及び第 19 条（単価契約書においては第 16 条第 5 項及び第 17 条）の規定により、設計変更が行われた場合において、工期若しくは請負代金額を変更することをいう。

(3) 図面

入札に際して、公社が示した設計図、公社から変更又は追加された設計図、設計図の基となる設計計算書等をいう。ただし、詳細設計を含む工事にあつては、契約書類に規定する監督員の指示に従って作成され、当該監督員が認めた詳細設計の成果品の設計図を含むものとする。

(4) 仕様書

各工事に規定される特記仕様書と各工事に共通する共通仕様書を総称していう。

(5) 指示

監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

(6) 承諾

契約書類で明示した事項について、公社もしくは監督員又は受注者もしくは現場代理人が書面により同意することをいう。

(7) 協議

書面により契約書類の協議事項について、公社と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

(8) 提出

受注者が監督員に対し、工事の施工上必要な事項を記載した書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

(9) 通知

監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、工事の施工に関する事項について書面をもって知らせることをいう。

3 発注者・受注者の留意事項

品確法第3条（基本理念）には、「公共工事の品質確保に当たっては、公共工事における請負契約の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するように配慮されなければならない。」及び第7条（発注者の責務）において、「必要があると認められるときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金額又は工期の変更を行うこと。」とある。そのためには、設計変更内容について、発注者・受注者がそれぞれの役割分担に応じて資料作成を行い、書面にて¹両者が確認・合意し、共通認識に立って契約を締結することが不可欠である。

また、発注者は、品確法第7条にあるとおり設計図書に適切に条件明示をするようにしなければならない。そして受注者は工事着手に当たっては、設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」を行い、工事を進めることが重要である。

3-1 条件明示

3-1-1 契約条件の適切な明示

発注者が設計図書に示す契約条件は、発注者にとっては積算の前提条件であり、受注者にとっては、工事を施工する工程・体制等の判断基準になり、見積額を算定する条件となる。

条件明示が不十分・不明瞭であると、受発注者間の認識の違いにより適切な変更が行われない恐れがある。

従って、契約後に、受発注者間で設計変更に関する認識に齟齬が生じることがないよう、適切な条件明示を行い受発注者間の共通認識とすることが必要である。

3-1-2 明示すべき条件の視点

契約条件（施工条件）を明確にすることにより、仮に契約後に工事内容の追加や変更が生じた場合、または工期の変更が必要となった場合において、受発注者のどちらの責により変更が発生したか責任の所在が明確となり適切な契約変更が行える。

¹ 契約書に定める請求、通知、報告、届出、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

条件明示事例

明示項目	明示事項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、他の工事の開始又は完了の時期 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、特定される施工時期、施工時間及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、その協議の成立見込み時期 4. 他官庁等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、当該条件 5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期 6. 工事着手前に地下埋設物等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容 3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公害対策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容 2. 工事の施工に伴い、第三者に被害を及ぼすことが懸念される場合は、家屋等の調査の方法範囲等 3. 水替、流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間 4. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等） 5. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前、事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等

安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事で施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要である場合は、その内容 4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保安設備及び保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容 5. 有毒ガス及び酸素欠乏の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
工事用道路関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般道路を搬入路として使用する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2. 仮道路を設置する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容期間 (2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去） (3) 仮道路の維持及び補修が必要である場合は、その内容
仮設備関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 3. 仮設備の設計条件を明示する場合は、その内容
建設副産物関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管場所 2. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処理場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件 3. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合はその内容
工事支障物件等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2. 地上、地下等に占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等

薬液注入関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 薬液注入を行う場合、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量等 2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事用資機材等の保管及び仮置きが必要である場合はその保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での最使用の有無、引渡場所等 3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡時期等 4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等、その内容 5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容 7. 新技術、新工法、特殊工法を指定する場合は、その内容 8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 9. 給水の必要のある場合は、取水箇所、方法等

4 設計変更が可能なケース

◆下記のような場合においては、所定の手続を踏むことにより設計変更が可能である。

(1) 契約書第 18 条 (条件変更等) (単価契約書においては第 16 条 (条件変更等)) に該当

- 図面、仕様書等に対する質問回答書及び設計書 (金抜き) が一致しない場合 (契約書第 18 条第 1 項第 1 号 (単価契約書においては第 16 条第 1 項第 1 号))
例) 設計書 (金抜き) と図面の材料の寸法、規格、数量等の記載が一致しない。
平面図と縦断図の延長、材料名称、仕様書等の記載が一致しない。
- 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合 (契約書第 18 条第 1 項第 2 号 (単価契約書においては第 16 条第 1 項第 2 号))
例) 条件明示する必要があるにも係わらず土質に関する条件明示がない。
条件明示する必要があるにも係わらず地下水位に関する条件明示がない。
条件明示する必要があるにも係わらず交通誘導員に関する条件明示がない。
- 設計図書の表示が明確でない場合 (契約書第 18 条第 1 項第 3 号 (単価契約書においては第 16 条第 1 項第 3 号))
例) 土質柱状図は明示されているが地下水位が不明確。
水替工の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない。
- 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事 (作業) 現場が一致しない場合。(契約書第 18 条第 1 項第 4 号 (単価契約書においては第 16 条第 1 項第 4 号))
例) 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない。
設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない。
設計図書に明示された交通誘導員の人数等が規制図と一致しない。
前項の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合。
- 設計図書で明示されていない施工条件について、予期することのできない特別な状態が生じた場合。(契約書第 18 条第 1 項第 5 号 (単価契約書においては第 16 条第 1 項第 5 号))
例) 施工中に埋蔵文化財が発見され、調整が必要となった。
現地の一部に軟弱な地盤があり、地盤改良が必要となった。
予期せぬ交通規制を受け、工事を進められなくなった。

(2) 契約書第 19 条 (設計図書の変更) (単価契約書においては第 17 条 (設計図書の変更)) に該当

- 発注者が変更の必要があると認め、設計図書の内容を変更する場合。

(3) 契約書第 20 条（工事の中止）（単価契約書においては第 18 条（作業の中止））に該当

- 受注者の責に帰すことができない自然的又は人為的事象により、受注者が工事（作業）を施工出来ないと認められる場合は、発注者は工事（作業）の一部又は全部を一時中止させなければならない。またその場合必要があると認められるときは、工期を延長し、受注者が一時中止に伴う増加費用を必要としたときはその費用を負担しなければならない。

例) 関係機関協議が未了のため工事に着手出来ない。等

(4) 契約書第 25 条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更）（単価契約書においては第 23 条（賃金又は物価の変動に基づく契約単価の変更））に該当

- 工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により、請負代金額が不相当となった場合。
- 特別な要因により工期内に主要な工事（作業）材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額（契約単価）が不相当となった場合。
- 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額（契約単価）が著しく不相当となった場合。

(5) 契約書第 26 条（臨機の措置）（単価契約書においては第 24 条（臨機の措置））に該当

- 第三者等への災害防止のため、受注者判断で緊急やむを得ずその対応をした場合。（発注者は、受注者が要した費用のうち、必要と認めた部分について負担を行う）

(6) 「設計図書の照査」の範囲をこえるもの

- 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合。（土木工事共通仕様書 1-2-1（電気・通信設備工事共通仕様書においては 1.2.1）「設計図書の照査」は応力計算まで求めるものではない）

例) 構造物の位置・高さ・延長等が変更となり、構造計算の再計算が必要。等

(7) 材料承諾又は施工承諾により工事目的物に変更されるもの

- 受注者の都合により材料承諾又は施工承諾が提出された場合。

受注者の都合により材料承諾願又は施工承諾願が提出された場合、設計図書（設計図面・仕様書）に示す工事目的物の形状寸法や材料規格が同等以上と判断されるものについて、しかるべき理由があり、特段支障が無い時は、承諾を与え工事目的物の変更を行うケースがある。この場合、設計図書と工事目的物は同一のものでなければならないことから、工法変更により設計図面や仕様書を変更する。

材料（施工）承諾は、受注者の都合に配慮した行為であるが、設計承認図は、

しゅん功図に反映され維持管理段階の維持修繕工事や改良工事、将来の拡幅工事等に使用される重要なものであり、適切かつ正確に記載しなければならないため、記載漏れ防止のためにも工法変更手続きが必要となる。

なお、コンクリートにおける混和剤量の一部変更など、将来、管理上影響がないと認められるものは、この限りではない。

- ◆総価契約による工事で、設計変更を行う場合において、増加額（設計変更の回数が2回以上である場合は、その合計額）が当初請負金額の30パーセントを超える場合は、別途の契約を締結するものとする。ただし、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なもの又は緊急止むを得ないもの等、総合的に勘案して必要であると認められる場合はこの限りでない。

- ◆単価契約による工事で、新規単価を追加する場合は、作業指示1件当りの概算工事費が500万円を超えるものは、別途の契約を締結するものとする。ただし、緊急止むを得ないものはこの限りではない。

5 設計変更が不可能なケース

◆下記のような場合は、原則として設計変更できない。

(ただし契約書第 26 条 (臨機の措置) (単価契約書においては第 24 条 (臨機の措置)) での対応の場合はこの限りではない)

(1) 契約図書に条件明示のない事項において、発注者からの「協議」又は「指示」がなく、受注者が独自に判断して施工を実施した場合。

- 受注者は、契約書第 18 条第 1 項 (単価契約書においては第 16 条第 1 項) により設計図書と工事現場の不一致、条件明示の無い事項等発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督員に提出し確認を求める。

(2) 発注者と「協議」を行っているが、発注者からの回答を前に施工を実施した場合。

- 協議の回答は、契約書により発注者が契約書第 18 条第 3 項 (単価契約書においては第 16 条第 3 項) により調査の終了後 14 日以内にすることとなっており、速やかな回答は発注者の義務である。しかしながら、協議内容によっては各種検討・関係機関調整が必要などやむを得ず受注者の意見を聴いたうえで回答までの期間を延長する場合もある。その為、受注者はその事実が判明次第、出来るだけ早い段階で協議を行うことが重要である。

(3) 「承諾」で施工した場合。

- 承諾とは、受注者が自らの都合による施工方法等について監督職員に同意を得るものである。設計図書と工事現場の不一致・条件明示の無い事項等の場合は契約書第 18 条 (単価契約書においては第 16 条) による協議をすることが必要であり、安易な承諾による施工は避けるべきである。

(4) 契約書・土木工事共通仕様書に定められた所定の手続 (契約書第 18 条～25 条 (単価契約書においては第 16 条～23 条)、共通仕様書 1.1.23～1.1.25 (電気・通信設備工事共通仕様書においては 1.1.24～1.1.26)) を経ていない場合。

- 発注者及び受注者は協議指示・一時中止・工期延期・請負代金の変更など所定の手続を行う。

(5) 指示・協議等、書面によらない場合。(口頭のみ)

- 発注者は、速やかに書面による指示・協議等を行う。受注者は書面による指示・協議等の回答を得るまでは施工しない。

6 設計図書の訂正又は変更の実施者

契約書第 18 条（条件変更等）第 1 項（単価契約書においては第 16 条（条件変更等）第 1 項）の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行う必要があり、その作業については、契約書第 18 条第 4 項（単価契約書においては第 16 条第 4 項）に記載されているとおり、発注者が行う。

【契約書第 18 条第 1 項（単価契約書第 16 条第 1 項）】

受注者は、工事（作業）の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書、現場説明に対する質問回答書及び金額を記載しない設計書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事（作業）現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について、予期することのできない特別な状態が生じたこと。

【契約書第 18 条第 2 項（単価契約書第 16 条第 2 項）】

監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

【契約書第 18 条第 4 項（単価契約書第 16 条第 4 項）】

前項の調査の結果により第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- 一 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
- 二 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事（作業）目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
- 三 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事（作業）目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

その中でも、監督員の指示に基づき受注者自らの負担で行うべき作業については、土木工事共通仕様書 1.1.23（電気・通信設備工事共通仕様書においては 1.1.24）に記載されているとおりである。

【土木工事共通仕様書】

1.1 23 条件変更等の処理

2. 受注者は、監督員の指示に従い、自らの費用により次に掲げる作業を行わなければならない。

- (1) 契約書第 18 条第 4 項各号に規定する工事内容の変更又は設計図書の変更を行うために必要となる図面の作成（測量図を含む。）、数量算出、試験結果等の資料作成及び整理
- (2) 前号の資料作成に必要な簡易な構造物の設計
- (3) その他必要資料及び前 2 号に準ずる資料の作成

【電気・通信設備工事共通仕様書】

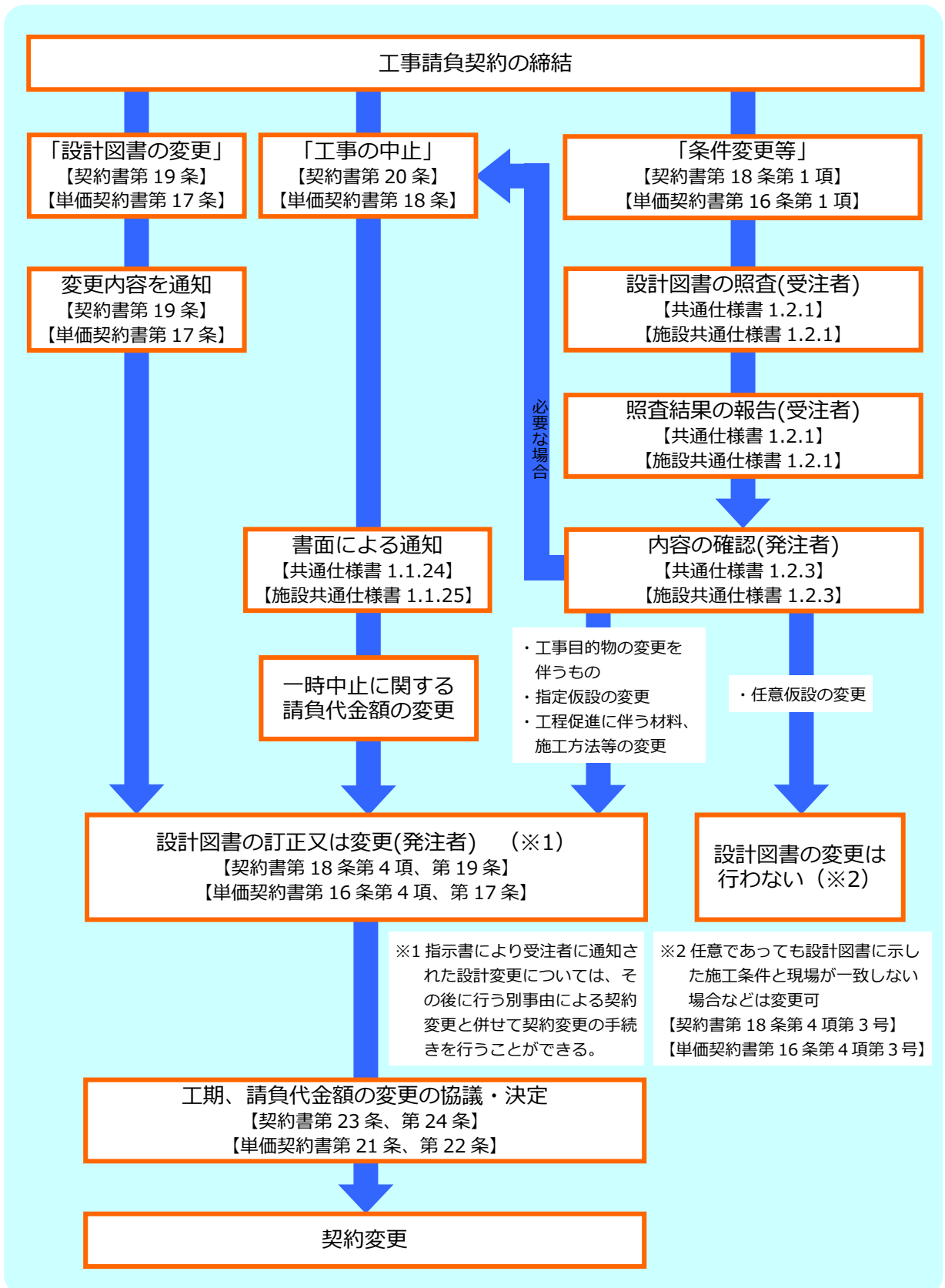
1.1 24 条件変更等の処理

3. 監督員の指示に従い、受注者自らの費用により次に掲げる作業を行わなければならない。

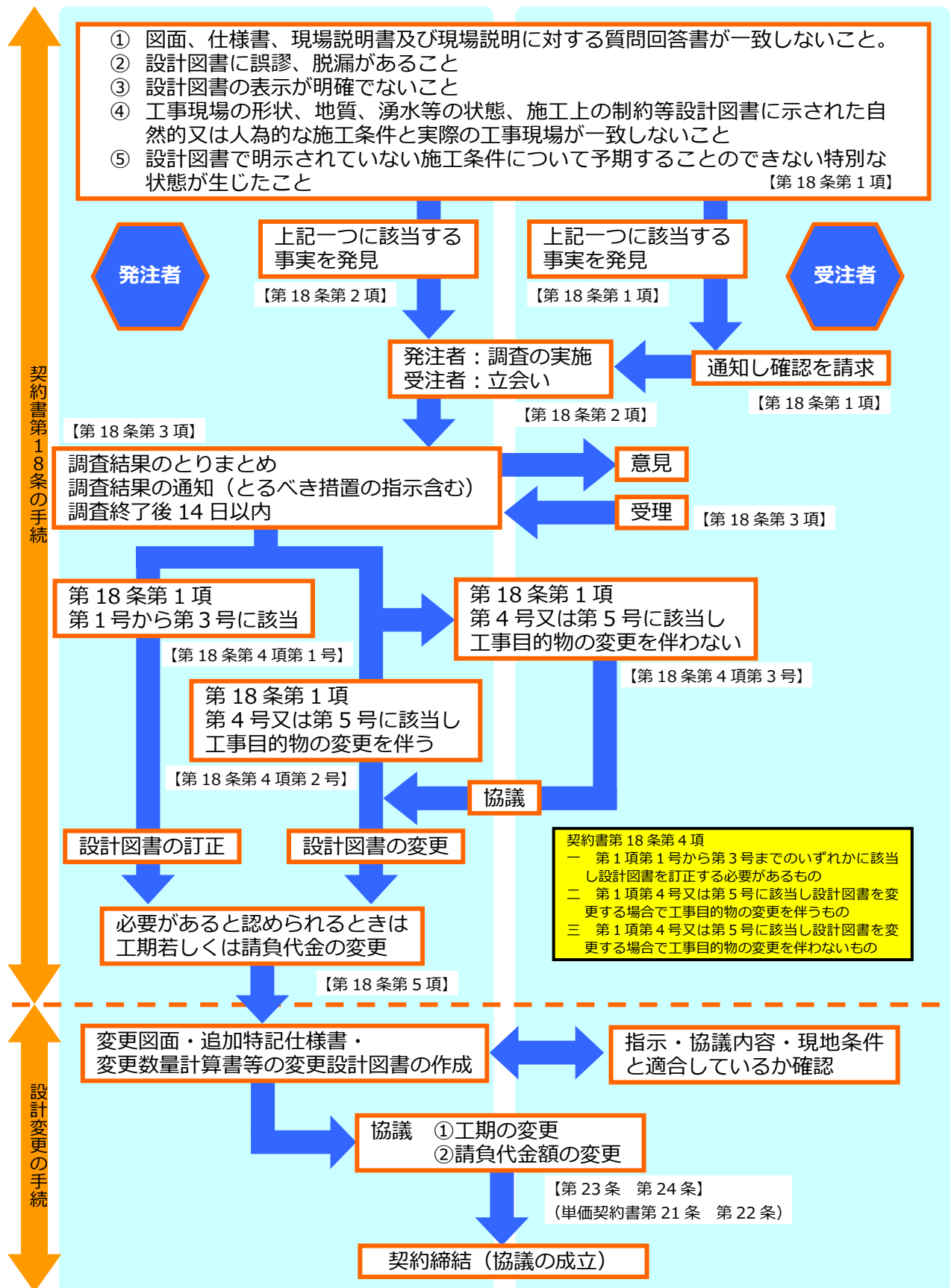
- (1) 工事内容の変更又は設計図書の変更を行うために必要となる図面の作成、数量算出、試験結果等の資料作成及び整理
- (2) その他必要資料及び前 1 号に準ずる資料の作成

7 設計変更手続きフロー

7-1 設計変更の手続き（全般）



7-2 契約書第18条（単価契約書第16条）（条件変更等）関係の手続き



8 指定・任意の正しい運用

仮設、施工方法の指定・任意については、契約書第 1 条第 3 項（単価契約書においては第 1 条第 3 項）に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

【契約書第 1 条第 3 項（単価契約書第 1 条第 3 項）】

仮設、施工方法その他工事（作業）目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

仮設、施工方法の「指定」とは、上記の記載における「契約書及び設計図書に特別の定めがある」場合を指し、これは発注者が構造・施工法を指定していることを意味している。

また、仮設、施工方法の「任意」とは、その「定めがある場合を除」いた場合を指し、受注者が自らの責任で施工法を決め、施工することである。

任意の仮設、施工方法等については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行うものであり、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象とならない。

ただし、設計図書に示された施工条件と実際の現場が一致しない場合は設計変更の対象となる。

9 入札前・契約後の契約図書等の疑義の解決

契約図書等に係る疑義については、下記により、入札前の段階、契約後の設計図書の照査の段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更につながる。

(1) 入札前

【競争契約入札心得 第2条】

入札参加者は、契約書案、図面、仕様書、金額を記載しない設計書、現場説明書及び現場を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、契約書案、図面、仕様書、金額を記載しない設計書、現場説明書及び現場について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

(2) 契約後

【土木工事共通仕様書】

1.2.3 計算書等照査報告書及び照査表

1. 受注者は、計算書等の照査について作業内容等の結果をまとめ、計算書等照査報告書及び計算書等照査表を監督員に提出し、確認を求めなければならない。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は、これに従わなければならない。
2. 監督員は、前項の確認により必要と認める事項について、設計図書照査報告書及び設計図書照査表に基づき速やかに設計図書の訂正を行わなければならない。

【電気・通信設備工事共通仕様書】

1.2.3 計算書等照査報告書及び照査表

- 1 受注者は、計算書で確認の必要があるものについては照査結果をまとめ、計算書等照査報告書及び計算書等照査表を監督員に提出し、確認を求めなければならない。また、受注者は、監督員からさらに詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は、これに従わなければならない。ただし、詳細設計付き工事等については、この限りではない。
- 2 監督員は、前項の確認により必要と認める事項について、設計図書照査報告書及び設計図書照査表に基づき速やかに設計図書の訂正を行わなければならない。

1 0 設計図書の照査項目一覧

受注者が自らの負担で実施する具体的な照査項目・内容を以下に示す。下記内容は仕様書等に規定されている事項及び工事管理上必要な一般的事項全般を網羅すべく記載したものであり、工事の特色に応じて必要な照査項目等を適切に判断し適用されたい。

なお、照査項目等を追加する場合は、受注者の過度な負担となることのないように留意するものとする。

受注者は、施工前及び施工途中において、下表を活用し適切な照査業務に努めるものとする。

設計図書照査項目一覧

項目	内容
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期等が明示されているか（隣接工事、関連工事） 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法が明示されているか（夜間工事、集中工事、交通規制工事） 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期が明示されているか 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲が明示されているか（河川協議、道路占用協議） 5. 余裕工程を設定して発注する工事については、工事の着手時期が明示されているか（上部工工事、舗装工事、施設工事） 6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間（光通信ケーブル、電話線、ガス管、水道管）
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期が明示されているか（用地買収、物件の移設、文化財調査） 2. 受注者に、仮設ヤードとして所有地等を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等が明示されているか
環境保全対策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その

	<p>内容が明示されているか（仮設工法、架設工法、掘削工事、保全対策）</p> <p>2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間が明示されているか</p> <p>3. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容が明示されているか（処理施設、処理条件等）</p> <p>4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査が明示されているか（家屋事前調査、地下水調査）</p>
安全対策関係	<p>1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間が明示されているか（交通保安員設置、標識設置）</p> <p>2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容が明示されているか（鉄道、高圧鉄塔、各種埋設）</p> <p>3. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容が明示されているか</p>
工事用道路関係	<p>1. 一般道路を搬入路として使用する場合</p> <p>(1)工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等が明示されているか</p> <p>(2)搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容が明示されているか</p> <p>2. 仮道路を設置する場合</p> <p>(1)仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容期間が明示されているか</p> <p>(2)仮道路の工事終了後の処置が明示されているか（存置又は撤去）</p> <p>(3)仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容が明示されているか</p> <p>3. 工事のため一般道を使用する場合はその期間、範囲が明示されているか（桁架設、取付道路）</p>
仮設備関係	<p>1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等が明示されているか</p> <p>2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法が明示されているか（濁水処理工）</p> <p>3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容が明示されているか（仮土留、仮橋）</p>

建設副産物関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの、距離、時間等の処分及び保管条件が明示されているか 2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容が明示されているか 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件が明示されているか（Co 殻、As 殻）
工事支障物件等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事物件等支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等が明示されているか（電柱、ガス管、上下水道） 2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容が明示されているか
薬液注入関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長、注入量、注入圧等が明示されているか 2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容が明示されているか
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土砂処分場を指定する場合は、その場所、有償又は無償の区分、仮設物又は付帯工について施工条件がある場合は、その内容が明示されているか 2. 工事用材料について、産地指定の必要性がある場合はその産地、規格を指定する必要がある場合は、その規格が明示されているか（舗装用骨材） 3. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等が明示されているか 4. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無引渡し場所等が明示されているか 5. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等が明示されているか（交通規制器具、凍結防止剤） 6. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容が明示されているか 7. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件が明示されているか 8. 工事用電力等を指定する場合は、その内容が明示されているか

	<p>9. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容が明示されているか</p> <p>10. 部分しゅん功、部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期が明示されているか</p> <p>11. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等が明示されているか</p>
<p>関連資料・貸与資料の確認</p>	<p>1. ポンプ排水を行うにあたり、土質の確認によって、クイックサンド、ボイリングが起きない事を検討し確認したか</p> <p>2. ウェルポイントあるいはディーブウェルを行うにあたり、工事着手前に土質の確認を行い、地下水位、透水係数、湧水量等を確認したか</p> <p>3. 浚渫工の施工において、濁水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査・確認したか</p> <p>4. 地質調査報告書は整理されているか・追加ボ-リングは必要ないかの確認</p> <p>5. 軟弱地盤の施工に必要な資料はあるかの確認（圧密沈下、液状化、地盤支持力、法面安定、側方流動等）</p> <p>6. 測量成果報告書（平面、横断、縦断）は整理されているかの確認</p> <p>7. 共通仕様書及び特記仕様書に示される資料はあるかの確認</p> <p>8. 設計計算書等（構造物（指定仮設含む）、隣接工区等含む）はあるかの確認</p> <p>9. 特記仕様書等に明示してある支障物件移設予定時期及び占有者に関する資料はあるかの確認</p> <p>10. 地盤沈下、振動等による影響が第三者におよばないか、関連資料はあるかの確認</p> <p>11. 地下占用物件である電線、電話線、水道、道路管理者用光ケーブル、その他の地下埋設物を示した図面（平面、横断、深さ等）等関連資料があるか</p> <p>12. 設計成果物等（報告書等）の貸与資料（電子データを含む）に不足がないか、追加事項があるかの確認</p>
<p>現地踏査</p>	<p>1. 工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認したか</p> <p>2. 建設発生土の受入地への搬入に先立ち、容量が十分か確認したか</p> <p>3. 周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴い水質水量等に影響を及ぼす恐れがないか確認したか</p> <p>4. 土留・仮締切工の仮設H鋼杭、仮設鋼矢板の打込みに先行し、支障と</p>

	<p>なる埋設物の確認のため、溝掘り等を行い、埋設物を確認したか</p> <p>5. 仮囲いまたは立入防止柵の設置にあたり、交通に支障をきたす場合あるいは苦情が発生すると予想される場合には、工事前に対策を検討し、確認したか</p> <p>6. 施肥、灌水、薬剤散布の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等を確認したか</p> <p>7. トンネルの施工にあたって、工事着手前に測量を行い、両坑口間の基準点との相互関係を確認したか</p> <p>8. 道路管理台帳及び占有者との現地確認をしたか</p> <p>9. 鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、明らかに埋設物がないことが確認されている場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確認したか</p> <p>10. 電線共同溝設置の位置・線形については、事前に地下埋設物及び工事区間の現状について測量及び調査を行い確認したか</p> <p>11. 工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、補強を実施しようとする橋脚および基礎について、形状や鉄筋の位置、添架物や近接する地下構造物等の状況を把握するとともに、海水または鋼材の腐食を促進させる工場排水等の影響や、鋼材の位置する土中部が常時乾湿を繰り返す環境にあるかどうか等を事前に確認したか</p> <p>12. 漏水補修工の施工箇所は、設計図書と現地の漏水箇所とに不整合がないか施工前に確認したか</p> <p>13. 使用する材料や重機の運搬・搬入路を確認したか</p> <p>14. アンカー工の施工に際しては、工事着手前に法面の安定、地盤の状況、地中障害物、湧水を調査したか</p> <p>15. 周囲の地盤や構造物に変状を与えないように、締切盛土着手前に現状地盤を確認したか</p>
設計図	<p>1. 桁の製作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認したか</p> <p>2. 施工前に、配筋図、鉄筋組立図、及びかぶり詳細図により組立可能か、また配力鉄筋および組立筋を考慮したかぶりとなっているかを照査したか</p> <p>3. 一般図には必要な項目が記載されているかの確認（水位、設計条件、地質条件、建築限界等）</p>

	<p>4. 平面図には必要な工事内容が明示されているかの確認（法線、築堤護岸、付属構造物等）</p> <p>5. 構造図の基本寸法、座標値、高さ関係は照合されているかの確認</p> <p>6. 構造図に地質条件（推定支持層、柱状図、地下水位等）を明記してあるかの確認</p> <p>7. 図面が明瞭に描かれているかの確認（構造物と寸法線の使い分けがなされているか）</p> <p>8. 構造詳細は適用基準及び打合せ事項と整合しているかの確認</p> <p>9. 各設計図がお互いに整合されているかの確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般平面図と縦断図（構造一般図と線形図） ・構造図と配筋図・構造図と仮設図 ・下部工箱抜き図と付属物図（支承配置図、落橋防止図等） ・本体と付属物の取り合い等 <p>10. 設計計算書の結果が正しく図面に反映されているかの確認（特に応力計算、安定計算等の結果が適用範囲も含めて整合しているか）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁厚 ・鉄筋（径、ピッチ、使用材料、ラップ位置、ラップ長、主鉄筋の定着長、段落し位置、ガス圧接位置） ・使用材料 ・その他 <p>11. 形状寸法、使用材料及びその配置は計算書と一致しているかの確認</p> <p>12. 地質調査報告書と設計図書の整合（調査箇所と柱状図、地質縦断面図・地質横断面図）はとれているかの確認</p> <p>13. 隣接工区等との整合はとれているかの確認</p> <p>14. 構造物の施工性に問題はないか。設計図等に基づいた適正な施工が可能かの確認（架設条件が設計図に反映されているか）※橋梁上部工のみ対象</p> <p>15. 工場製品については、品質性能等の規格値が示されているか</p>
数量計算	<p>1. 数量計算は、数量算出要領と整合しているか。また、数量計算に用いた数量は図面の寸法と一致するかの確認</p> <p>2. 数量とりまとめは種類毎、材料毎の打合せ区分に合わせてまとめられているかの確認</p> <p>3. 図面による面積計算の縮尺は図面に整合しているかの確認</p>
設計計算書	<p>1. 使用されている設計基準等は適切かの確認</p>

	<p>2. 設計基本条件は適切かの確認（荷重条件、施工条件、使用材料と規格、許容応力度等）※橋梁上部工事のみ対象</p> <p>3. 構造・線形条件は妥当かの確認（橋長、支間長、幅員構成、平面・横断線形、座標系等）※橋梁上部工事のみ対象</p>
--	--

附 則

このガイドラインは、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。